

用語索引

ア行

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいの複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法による規制許容値を定め、事業者に対し、指導を行っている。

アスベスト（石綿）

天然に産する極めて細い繊維状の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

アメニティ

「快適性、快適環境」と訳される。語源はラテン語のアマーレ（Amare＝愛）。生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスが取れ、その中で生活する人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。

硫酸酸化物（SO_x）

硫酸の酸化物の総称で、SO_xと略称される。二酸化硫黄（SO₂）の他、三酸化硫黄（SO₃）、硫酸ミスト等が含まれる。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成され、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。

域外貢献量

市内事業者の優れた環境技術による、原材料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体を考慮した「市域外で温室効果ガス削減に貢献する量」のこと。市では、域外貢献量の算定方法を「域外貢献量算定ガイドライン」として策定し、公表している。

一般廃棄物処理基本計画

（かわさきチャレンジ・3R）

循環型社会の構築を基本理念に、市民・事業者・行政の環境意識の向上、ごみの発生抑制とリサイクルの推進、事業の効率的な運営を施策の基本として3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調とした取組を定めた計画。

浮島2期埋立地

ごみ焼却等の新たな埋立処分地として、川崎区浮島町523番地1地先で都市施設廃棄物を主として埋立処分を行っている。

雨水浸透

雨水が地表から地中に浸入する現象を「雨水浸透」といい、その速度又は能力を「雨水浸透能」という。コンクリート化された道路等は浸透能が低く、雨水が浸透せず流出する。一方、農地（畑地）、樹林地等は、浸透能力が高い。また、積極的な雨水浸透を図る施設を「雨水浸透施設」といい、浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

エコロジー乗車券

公共交通の利用を促進し、自動車使用の抑制を目指すことを目的としたバスの1日乗車券等。

オゾン層（破壊）

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層。生物に有害な紫外線の多くは、成層圏のオゾン層で遮られている。近年、南極地域における成層圏のオゾン層が著しく少なくなる「オゾンホール」が毎年発生しており、世界的にも低緯度地域以外では成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

温室効果（ガス）

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射は、ほとんどが可視光線及び赤外線であり、大気を透過して地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線を熱放射するが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7物質が温室効果ガスとして定義とされている。

カ行

街区公園

主として街区内に居住する者の利用を目的とし、誘致距離の標準を250mとして設置する公園

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

かわさきエコドライブ宣言登録制度

エコドライブは、自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素（CO₂）や大気汚染物質を減らすことができるため、地球温暖化防止などの環境対策につながります。さらに、燃料費の節約や交通安全にもつながるなど、メリットがたくさんある自動車の運転方法です。宣言登録はエコドライブを実践している方や趣旨に賛同していただける方に登録をお願いしています。登録は川崎市インターネットホームページから行えます。

環境・リスクコミュニケーション

環境に関する情報を市民、事業者、行政等の各ステークホルダー（利害関係者）で情報共有し、相互理解を深めていくこと。環境リスクを低減する取組を進めていくための基礎となる。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施

に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

川崎市役所環境管理システム・エコオフィス計画

市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、省エネ・省資源対策の推進、廃棄物の減量とリサイクルの推進、物品購入に際しての環境配慮等6つの分野を対象に行動目標、計画の具体的な事項等を示す。1999年4月から2011年3月まで実施。

環境負荷

人が環境に与える負荷のこと。単独では環境へ悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境保全水準

良好な環境の保全及び増進を図るため、地球環境管理計画に掲げる事項の一つ。地球環境管理計画では、環境影響評価に係る項目が示されているが、環境保全水準は、この環境影響評価に係るそれぞれの項目の目安となる「地球環境保全水準」として示されたものをいう。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「環境基本条例」の規定に基づき、大気汚染について定められている。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を守るため、崩壊防止工事等が進められる区域。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事が指定する。

九都県市低公害車指定制度

電気自動車、天然ガス自動車、エタノール自動車、ハイブリッド自動車のみではなく、一般に市販されているガソリン自動車、LPG自動車、ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出が少ない低公害な自動車を指定して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨する制度。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について2008年から2012年を期間（第1約束期間）とする法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。なお、COP18において第2約束期間を2013年から2020年とすることが採択されたが、日本は公平性・実効性の観点から参加していない。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用を目的とし、遊歩距離の標準を500mとして設置している公園

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷の低減に資するもの（環境物品等）を優先的に購入すること。2000年5月に、環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

建築協定

一定区域内における建築物の位置、構造、用途、形態等に関する基準について、土地所有者等が締結できる民間協定。「建築基準法」では、市町村は、建築物の利用を増進しつつ、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合は、この協定を締結できることを条例に定めることができる」と規定している。本市では、1971年に「建築協定条例」を制定した。

（川崎市）公害防止等生活環境の保全に関する条例

1999年に、「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海或其他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。」と定められている。

交通需要管理（＝交通需要マネジメント）

（TDM：Transportation Demand Management）

自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による効率化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置付けられており、「公害防止等生活環境の保全に関する条例」にその規定がある。

高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類（窒素、磷）などである。なお、東京湾における赤潮の発生の原因となっている富栄養化防止には、窒素、磷の流入量削減が大きな課題となっている。

コージェネレーション（熱電併給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯、暖房を行うエネルギー供給システム。従来の発電システムのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは失われていたが、このシステムでは最大80%まで高められる。これまで紙パルプ、石油化学産業等で導入されていたが、最近ではオフィ

スビル、病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入が進んでいる。

固定発生源

環境を汚染する物質を発生する発生源のうち、自動車、船舶等移動する発生源に対し、工場や事業場のように固定した場所の発生源を固定発生源という。

コンポスト化

微生物の働きにより生ごみを堆肥（コンポスト）に変えること。

サ行

里山

里山とは、農業等の人為的な営みにより形成されてきた自然環境で、一般的にコナギ、コナラ等の二次林（雑木林）で構成されている山林を指すが、言葉の定義は必ずしも確立していない。

酸化触媒

自動車の排ガス浄化処理装置として使われる触媒のうち、酸化炭素と炭化水素を白金等の酸化作用により無害化する機能を備えた装置。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えから、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。

産業廃棄物処理指導計画

川崎市環境基本計画のうち、産業廃棄物に係る個別計画で、市の産業廃棄物行政の方向性や排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対する指導方針を定めている。2015年度に「第6次産業廃棄物処理指導計画（2016～2020）」を策定し、産業廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理を推進している。

酸性雨

化石燃料等の燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロソルの形で酸性地上に到達することをいう。雨はごく自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むことにより、pH5.6程度になるといわれているが、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。欧米では、湖沼や森林等の生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。我が国では、環境庁（現環境省）によるモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4.4台の降水が確認された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続くと、将来影響が見れる可能性が懸念される。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

市開設型市民農園

市民の農業に対する理解を深めるとともに、土と自然に親しむ機会を提供している。利用期間は2年、1区画は10㎡となっている。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx法を改正し、2001年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

さらに、これまでの対策に加えて局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとする法律改正がなされ、2008年1月から施行されている。

自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項では、「市町村長は、騒音の測定を行った場合において、指定地域における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、都道府県公安委員会に要請を行う限度を自動車騒音に係る要請限度という。

市民健康の森

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的に、地域住民等と行政のパートナーシップにより住民が主体的に市民健康の森の管理・運営を行っている。

準多量排出事業者（事業系一般廃棄物準多量排出事業者）

前年の1月から12月までにおける市の指定処理施設（焼却場）への事業系ごみ（一般廃棄物）搬入量が1日平均30kg以上100kg未満または月平均0.9トン以上3トン未満であったものとして、市から認定を受けた事業者。川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出が義務付けられている。

水道GLP

水道水の水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められている。「水道GLP（Good Laboratory Practice）」は「水道水質検査優良試験所規範」の略称であり、水道法施行規則やISO9001及びISO17025等を基に、日本水道協会が水質検査結果の信頼性確保のために必要な要件を定めた規格である。

生活騒音

住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音をいう。

生活排水

炊事、洗濯、入浴等人の日常生活に伴い公用水域に排出されるもので、工場等から排出される産業排水と区別されている。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の役割を緑地機能の面から積極的に評価し、適切に保全することによって、都市環境を維持することをねらいとして都市計画上位位置付けられた農地。生産緑地に指定されると税制上の優遇措置が受けられるが、土地利用が制限される。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demand の略号。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

生物多様性

地球上に存在する生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、生態系（生物群集）、種及び遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組むための枠組みとして、1993年に「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が発効した。この条約には、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全確保、技術移転、資金協力が規定された。2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）が決定され、20の個別目標が掲げられている。我が国では、生物多様性条約に基づき、1995年に地球環境保全に関する関係閣僚会議において、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るための国の基本方針等を定めた生物多様性国家戦略を決定し、その後2002年、2007年に見直しが行われ、2008年には生物多様性基本法が制定され、地方自治体による地域戦略の策定が努力義務として指定された。その後、2012年に、生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定されている。本市では、2014年に生物多様性かわさき戦略を策定している。

総量規制

一定地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場・事業場ごとに汚染（汚濁）物質の許容排出量を割り当てる規制手法。

タ行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質である。人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、2000年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉等への排出規制が行われている。

なお、ダイオキシン類の濃度に関する単位は、環境中の大気、水質、土壌と底質について、それぞれpg-TEQ/m³、pg-TEQ/L、pg-TEQ/gと表記する。ここで、pg（ピコグラム）とは1兆分の1gのことで、TEQとはダイオキシン類の量をそれらの中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの量に換算した量であることを表している。

体験型農園

農業経営の一環として、農家の行う農作業の一部を市民が農家から指導を受けながら行うタイプの農園。

対策目標値

環境基本条例第3条の2に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について設定されており、環境基準値と同一の値である。

対策目標量

大気汚染物質のうち、広域汚染の原因となる物質に関し、市内における排出要因、排出量等と勘案して、対策目標値を達成するため、地区ごとに許容される排出総量。

大師可原水防センター（大師可原干潟館）

多摩川の氾濫等により堤防が被害を受けた場合に応急復旧を行なうための拠点として、整備されたもの。平常時は、市民団体と行政とが協働して、2008年1月から管理運営を行っている。環境や周辺の歴史文化の学習の場としてや、水防訓練に活用されている。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能力が低い又はないものである。代表的な代替フロンとしてはハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

太陽光発電

太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式

橋リサイクルコミュニティセンター

市民のリサイクル活動に対する支援、リサイクル意識の啓発等、市民参加型のリサイクル事業拠点施設。粗大ごみとして出された家具類等を軽易な修理を加えて展示し、抽選により市民に提供している。（H18年度から指定管理者制度導入）

多摩川エコミュージアムプラン

エコミュージアムとは、エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）との造語。地域の自然・歴史・文化を再認識し、これらの固有の資源などを地域で守り、育み、継承していくとする活動のこと。さらに、これらの活動から人々の新たな交流を育み、快適で豊かな生きいきと暮らせるまちづくりに地域から取り組んでいくことをめざしている。

多摩川プラン

「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を、流域を含めた一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境と多様な生命が共存しうる新しいライフスタイルを創造することを目指して、市民・企業・学校・行政などと協働で推進する具体的な取組をまとめたもので、平成19年3月に策定された。

多様性指数

水質の汚濁が進むとそこに棲む生物は、汚濁に耐えられる種のみに限られ、種類数は減少する。一方、清潔な水域では、多くの種が生息し、複雑な群集構成を示す。このような現象を利用して底生生物の群集構成の複雑さ（多様性）が、水質の評価指標として用いられている。この数値が大きいほど、多様性が高い。

多量排出事業者（事業系一般廃棄物多量排出事業者）

前年の1月から12月までにおける市の指定処理施設（焼却場）への事業系ごみ（一般廃棄物）搬入量が1日平均100kg以上又は月平均3トン以上であったものとして、市から認定を受けた事業者。川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出や事業系一般廃棄物管理責任者の選任・届出、廃棄物管理票

の使用が義務付けられている。

多量排出事業者（産業廃棄物多量排出事業者）

前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあっては50トン）以上である事業場を設置している事業者。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の処理計画や処理状況の作成・報告が義務付けられている。

地域緑化推進地区

市域における相当規模の一団の土地の区域内において、その区域内の緑化を自主的に推進しようとする地区の代表者が、緑化の内容、緑化した土地等における緑の管理の内容等を定めた計画で、市長の認定を受けることができる。

地球温暖化係数

（GWP：Global Warming Potential）

地区計画制度

住民の要請に応え、道路、公園等の配置や建築物に関する制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくり制度。

窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物の総称であり、大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は温室効果ガスのひとつである。

中水道システム

雨水や炊事、風呂の排水を浄化処理し、水洗便所、散水等に再利用するシステム。

底質

河川、海域、湖沼等の底の堆積物。

デポジット制度（預託払戻制度）

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預かり金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

電波受信障害

中高層建築物等により、周辺住宅においてテレビ電波等の受信に障害が生じる現象。

等価測定機

環境省が、濾過捕集による質量濃度測定方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認証した自動測定機。

透水性舗装

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させることができる道路等の舗

装。

道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項では、「市町村長は、振動の測定を行った場合において、指定地域における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」と規定しているが、この規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に要請を行う限度を道路交通振動に係る要請限度という。

特定フロン（=クロロフルオロカーボン）（CFC）

オゾン層はCFC（クロロフルオロカーボン：フロン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の焼却等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定して、1989年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFCは1996年1月に生産が全廃され、HCFCは2020年1月に生産が全廃される予定。

特別緑地保全地区

都市計画に定める地域地区の一つ。良好な樹林地等を保全することを目的に指定する。地区内の緑地を保全するために一定の行為が制限される。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と見做される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域別計画。

個別の細やかな計画事業の内容そのものを直接決めるものではないが、今後、市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなる。

川崎市の都市計画マスタープランは、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の3層構成としており、2007年3月に全体構想と7区の区別構想を策定した。

土壌浄化システム（大気環境改善新型土壌浄化モデル）

土壌をフィルターにして空気を浄化する装置で、自動車排出ガスによって汚染された空気を道路端から吸引し込み、オゾンを加えて上下に分かれた土壌層を通し、NO_x等を土壌に吸着させ、土壌に生息する微生物により分解・浄化し、きれいになった空気を大気へ放出するシステム。1999年度に産業道路沿道の池上新田公園に設置した。

ナ行

内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」であり、環境ホルモンとも呼ばれる。

環境省（当時、環境庁）は、1998年5月に「内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画 SPEED98—」（以下「SPEED98」という。）をとりまとめ、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として65物質を提示し、各種の取組を進めてきた。36物質で試験を実施した結果、一部の物質が魚類について内分泌かく乱作用を有することが認められたが、ヒトの属する哺乳類については明らかな内分

必かく乱作用は認められなかった。

これらの研究結果等を踏まえ、2005年3月に「SPEED'98」を改訂した対応方針である「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—EXTEND2005—」に基づいて、調査研究を実施していき。

さらに、2010年7月には、EXTEND2005に所要の改善を加えた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」を策定し、内分泌かく乱化学物質について必要な各種取組を推進している。

ニヶ領せせらぎ館

市民と行政のパートナーシップで進めている「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点施設・情報発信センターとして、管理・運営を市民団体と行政が協働して行っている。多摩川やニヶ領用水の自然と歴史に関する資料や宮司原堤の模型等を展示している。床には、多摩川の源流や河口までの航空写真のパネルが敷かれている。

ニヶ領用水総合基本計画

ニヶ領用水を単なる歴史的遺産の保存、復元としてではなく、まちづくりという面から総合的に捉え、安全で豊かな都市空間の創造を目指す計画。

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガスに含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、人の健康の保護の見地から、環境基準が定められている。

二酸化窒素（NO₂）

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。このため、環境基本法第16条に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準が定められている。

農業振興地域制度

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図る制度

八行

パーフルオロカーボン（PFC）

化学的に極めて安定であることから、電子部品等精密機器の洗浄や半導体の製造工程等に広く使用されている。大気中での寿命が長く、数千年と推定される強力な温室効果ガスである。地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた6つの温室効果ガスのうちの1つ。

廃棄物減量指導員

廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、社会的信望があり、

かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有する市民のうちから市長が委嘱する。地域における推進役として、一般廃棄物の再利用及び再生利用による減量等の市の施策への協力その他の活動を行う。

廃棄物交換制度

事業所から発生する廃棄物の中には、他の事業所で資源として有効に再利用できるものがあるため、それらの廃棄物について情報を集め広く事業所に提供し、事業所が希望する廃棄物をあつ旋することにより、廃棄物の再利用を促進する制度。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

水素、フッ素、炭素から構成される化学物質で、以前冷媒に使われていたものを代替する物質群の1つである。以前冷媒に使われていたものに比べて対流圏で分解しやすく、また、塩素原子がないためオゾン層をほとんど破壊しないが、温室効果がある。地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた7つの温室効果ガスのうちの1つ。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

光害

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のことを光害（ひかりかい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生生物や農作物への影響があげられる。

微粒子状物質（PM2.5：Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。一般にSPMよりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫酸酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

ビル風害

ビル風害は、高層建築物周辺で風向きが変化するとともに風力が一段と強くなる現象をいい、特に強風時に大きな影響が生じます。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に

長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生する他、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

ふれあいの森

土地所有者から良好な樹林地を借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として、市民に利用を供するもので、緑の保全と活用を図ることを目的としている。

マ行

ま^きちの樹

地域において市民に親しまれている名木、古木等で、地域における象徴的な存在として、良好な景観の形成に寄与していると認められる樹木や巨樹、樹形が優れた樹木、伝承のある樹木、希少価値のある樹木等特色のある樹木をいい、市長が指定する。

マニフェストシステム（マニフェスト制度）

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。1991年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設され、1993年4月より一部の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に限って義務付けられた。1997年6月の同法の改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された（1998年12月施行）。

水環境保全計画

良好な水環境を保全するため、水環境の4つの構成要素である水量、水質、水生生物、水辺地を総合的に捉えた施策を推進し、また、健全な水循環を確保するため、雨水浸透機能の回復を図る施策を推進する計画として2012年に策定した。

緑の基本計画

市域の緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進する計画。緑の保全及び緑化の目標、緑の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項、緑地の配置の方針に係る事項、緑化の推進を重点的に図るべき地区及び緑化の推進に関し必要な事項等を定める。本市では、1995年10月に策定し、2008年3月に改定した。

（川崎市）緑の保全及び緑化の推進に関する条例

1999年に、「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」に代えて制定した条例。市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に、良好な都市環境の形成を図る。緑の推進に関して必要な事項を定めている。

緑の保全地域

法による特別緑地保全地区以外の緑地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる緑地のうち豊かな林相、水辺地等と一体となって良好な緑を形成している土地の区域等で、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長が指定する。緑の保全地域内で建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

ヤ行

有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

有効測定局

環境省の認証を受けた測定機を用いて、有効測定日数に達した測定局。

ラ行

粒子状物質減少装置指定制度

九都県市では、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県条例に定めるディーゼル車から排出される粒子状物質排出基準に適合させるため、九都県市粒子状物質減少装置指定要綱に基づき「粒子状物質減少装置」を共同して指定している。

緑化推進重点地区

緑の基本計画で設定することとしている緑化の推進を重点的に図るべき地区。2001年9月の環境保全審議会（現 環境審議会）の答申で、9地区の設定が提言され、基本的な考え方が示されている。その概要は、駅前等の都市のシンボルとなる地区、特に緑の少ない地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区等を要件としている。

緑化推進リーダー

緑の保全及び緑化の推進に関し、地域における市民の自主的な活動の指導的な役割を担う。市では、講習会の開催その他必要な支援を行う。

緑地保全協定

緑地を保全するために所有者と協定を結ぶ制度。

B

BOD：Biochemical Oxygen Demand→生物化学的酸素要求量

C

CFC（クロロフルオロカーボン）→特定フロン

COD：Chemical Oxygen Demand→化学的酸素要求量

D

DPF（Diesel Particulate Filter）装置

（ディーゼル微粒子状物質減少装置、粒子状物質減少装置）

H

HFC→ハイドロフルオロカーボン

N

NO₂（二酸化窒素）→二酸化窒素

NO_x（窒素酸化物）→窒素酸化物

P

PFC→パーフルオロカーボン

pH

ピーエイチと読む。溶液の酸性、アルカリ性の程度を示す。pHが7であれば中性、7未満は酸性、7を超えるとアルカリ性を示す。雨はごく自然の状態でも、空気中の二酸化炭素が溶け込むことによりpH5.6程度になるといわれており、それより低いpHになった雨を通常「酸性雨」と呼んでいる。pHは酸性雨の基本的な指標の一つであるが、硫酸や硝酸等のイオン成分の濃度なども重要な指標である。

ppb（parts per billion）：十億分の一

ppm（parts per million）：百万分の一

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略。人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中（大気、河川、海域など）に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外（非対象事業所、家庭、自動車など）から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、1999年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」により制度化された。

S

SO₂（二酸化硫黄）→二酸化硫黄

SO_x（硫黄酸化物）→硫黄酸化物

SPM：Suspended Particulate Matter→浮遊粒子状物質

T

TDM：Transportation Demand Management

→交通需要管理（＝交通需要マネジメント）

TEQ

Toxicity Equivalency Quantity（毒性等量）の略。ダイオキシン類は、毒性の強さが種類によって異なることから、ダイオキシン類の仲間の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算することにより、ダイオキシン類全体の毒性を評価している。

<国際単位系（SI）による接頭語>

記号	10 ⁿ （漢数字表記）
d（デシ）	10 ⁻¹ （十分の一）
c（センチ）	10 ⁻² （百分の一）
m（ミリ）	10 ⁻³ （千分の一）
μ（マイクロ）	10 ⁻⁶ （百万分の一）
n（ナノ）	10 ⁻⁹ （十億分の一）
p（ピコ）	10 ⁻¹² （一兆分の一）